

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市規則第19号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の106」を「100分の104」に改める。

別表第1中「39号給から」を「31号給から」に改め、「栄養士」の次に「管理栄養士」を加える。

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2（第14条関係）

職種	時間額
一般行政事務	1,170円
清掃作業員、調理員	1,230円
調理補助員	1,150円
保育士、保育教諭、幼稚園講師	1,590円
保育指導員	1,510円
保育補助員	1,310円
用務員	1,150円
用務員兼調理員、栄養士、管理栄養士	1,280円
手話通訳者	1,510円
訪問支援員	1,210円
保健師、看護師、助産師	1,610円
精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士	1,590円
視能訓練士	1,590円
介護支援専門員	1,620円

小・中学校講師	2, 8 2 0 円
部活動指導員	1, 6 7 0 円
教育指導員	1, 5 9 0 円
養護教諭	1, 6 1 0 円
特別支援教育支援員	1, 3 5 0 円
学童保育指導員	1, 3 6 0 円
消費生活相談員	1, 8 2 0 円
司書	1, 2 1 0 円
水泳指導補助員	1, 1 5 0 円
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第14条の規定の適用については、同条第1項中「100分の104」とあるのは、「100分の105」とする。